事 務 連 絡 令和5年6月19日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会

飲食店におけるカンピロバクターによる食中毒予防の指導について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康 医療局生活衛生部生活衛生課から次のとおり事務連絡がありましたので、お知らせし ます。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

厚生労働省事務連絡の概要

飲食店営業者向けリーフレットについて、カンピロバクター食中毒に係る最新の統計等を踏まえて一部更新を行い、厚生労働省のホームページに掲載した。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/saikin.html#h2_free3